入院時生活療養費・生活療養標準負担額について

※入院時生活療養費制度は、療養病床に入院する65歳以上の者を対象とする。食費・光熱水費について 下記の標準負担額(1食当たりの食費+1日当たりの居住費)が患者負担となります

療養病床に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
一般	①一般の患者(下記のいずれにも該当しな	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する医療機関に入院	490円	370円
	いもの)	入院時生活療養(Ⅱ)を算定する医療機関に入院	450円	
	②厚生労働大臣が定める者〔重篤な病状又は集中的治療を要する者等〕(低所得者 [、 [を除く		生活療養(Ⅰ)490円	370円
	(低所得者Ⅰ、Ⅱを除く)		生活療養(Ⅱ)450円	
	③指定難病患者(低所得者Ⅰ、Ⅱを除く)		280円	O円
低所得者Ⅱ	④低所得者 I (⑤⑥に該当しない者)		230円	370円
	⑤低所得者Ⅱ(重篤な病状又は集中的治療	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	230円	370円
	を要する者等)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	180円	
	⑥低所得者Ⅱ(指定難病患者)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	230円	O円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	180円	
低所得者 I	⑦低所得者 I (89001に該当しない者)		140円	370円
	⑧低所得者 I 〔重篤な病状又は集中的治療を要する者等〕		110円	370円
	⑨低所得者 I (指定難病患者)		110円	O円
	⑩低所得者 [/老齢福祉年金受給者			
	⑪境界層該当者			

韮崎市国民健康保険 韮崎市立病院 院長